

郡上市公共施設照明LED 化事業
事業契約書（案）

令和 8 年 8 月

郡上市

第 1 章 総則

第 1 条（目 的）

本事業契約は、郡上市公共施設等（以下「本件施設」という。）の照明設備の LED 化のための整備、維持管理及び整備にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項について定めるとともに、本事業の実施に際しての条件を定めることを目的とする。

第 2 条（事業の遂行）

- 1 事業者は、本事業を本事業契約や募集要項等及び市の協議によって修正した内容に従って遂行しなければならない。
- 2 事業者は、事業の履行の確保が困難となった場合において、他の構成企業が当該業務の履行の確保のための措置を行う場合は、事前に本事業の具体的内容について市に書面を提出し、市の承認を得ることを要する。
- 3 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第 3 条（事業日程）

本事業は、次に記載される日程に従って実施されるものとする。

履行期間	本契約締結日から令和21年3月31日
（内）整備期間	本契約締結日から令和11年3月31日
（内）維持管理期間	令和11年4月1日から令和21年3月31日

第 4 条（事業の場所）

本事業を実施する場所は、別紙 1 に示すとおりとする。

第 5 条（事業者の資金調達）

本事業契約の締結及び履行その他本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約に別段の規定がある場合を除き、全て事業者の責任において行うものとする。

第 6 条（許認可及び届出等）

- 1 事業者は、本件事業契約上の事業者の義務を履行するために必要となる一切の許認可の取得 及び届出等を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。
- 2 事業者は、前項の許認可及び届出に際して、事前に市に対して説明及び報告をおこなうものとする。
- 3 事業者は、市が請求したときには、直ちに各種許認可等の書類の写しを市に提出するものとする。
- 4 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による前項に定める許認可の取得 及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

- 5 市が本事業に関し、許認可を取得し又は届出を行う必要があり、事業者に対して協力を求めた場合、事業者は、市による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

第7条（暴力団等の排除措置）

市は、事業者に対して構成企業及び本事業に係る第三者が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、岐阜県警察本部長に対して照会を行うことができる。事業者は必要に求めに応じて、照会に必要な情報を提供しなければならない。

- 1 構成企業等について、暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与していること。
- 2 構成企業等について、暴力団員を役員以外で事業に関し、使用人又は代理人として選任していること。
- 3 構成企業等について、暴力団員が自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
- 4 構成企業等が、暴力団に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- 5 構成企業等が暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請を行い、その他当該事業者を利用していること。

第2章 調査及び設計

第8条（調査）

- 1 事業者は、本事業契約締結後、提案に従って、速やかに、調査を開始するものとする。
- 2 事業者は、事前に、調査実施体制を市に対して通知するものとする。
- 3 事業者は、調査にあたって、設計に必要な情報を整理するとともに、施設利用者や児童生徒など関係者に対する信頼感・安心感に配慮した調査を行うこと。

第9条（実施設計）

- 1 事業者は、本事業契約締結後、提案に従って、速やかに、工事にかかる設計業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、関係法令を遵守の上、本事業契約等に基づき工事にかかる設計を実施するものとする。
- 3 事業者は、事前に、設計の責任者を選任した上、その名称及び組織体制を市に対して通知するものとする。
- 4 事業者は、事前に、設計にかかる設計計画書（詳細工程表を含む。以下同じ。）を作成した上、市に対して提出し、市の承認を得るものとする。事業者は、市の承認を得た設計計画書に従って設計を遂行するものとする。
- 5 事業者は、定期的に又は市の請求がある場合には随時、設計の進捗状況に関して市に報告するとともに、必要があるときは、設計の内容について市と協議するものとする。

第10条（第三者による実施）

- 1 事業者は、自ら又は構成企業及び協力企業に委託して実施するものとする。
- 2 事業者は、自ら又は構成企業及び協力企業以外に設計の全部又は大部分を委託してはならない。ただし、かかる第三者の商号、住所その他市が求める事項を市に事前に通知した上、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 事業者は、設計の一部を第三者に委託する場合、事前に、かかる第三者の商号、住所その他市が求める事項を市に届け出るものとする。
- 4 設計に関して事業者は、自ら又は構成企業以外の第三者における責めに帰すべき事由が発生した場合に、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第11条（設計の変更）

- 1 市は、必要があると認める場合、事業者に対して、対象施設の設計変更を請求することができる。ただし、当該設計変更が工期の変更を伴うとき又は提案の範囲を逸脱するときは、この限りでない。事業者は、かかる請求を受領した日から○日以内に、当該設計変更の可否及び事業者の本件事業の実施に与える影響を検討した上、市に対してその結果を通知するものとする。市は、かかる事業者の検討結果を踏まえて当該設計変更の可否を最終的に決定した上、事業者に対して通知するものとし、事業者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。
- 2 事業者は、設計変更の必要性及びそれが事業者の本件事業の実施に与える影響を検討し、かかる検討結果を市に対して通知し、かつ、市の事前の承諾を得た上で、対象施設の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が市の責めに帰すべき事由によるときは、設計変更の内容について協議した上、市はこれを承諾するものとする。
- 3 前二項の定めるところに従って設計変更が行なわれた場合で、当該設計変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本件事業を遂行するにあたり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が発生したときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。ただし、当該設計変更により事業者において本件事業に要する費用の減少が生じたときは、市は、事業者と協議した上、対価の支払額を減額することができる。
 - （1）当該設計変更が市の責めに帰すべき事由による場合、市がこれを負担するものとし、対価を増額することにより事業者に対して支払うものとする。
 - （2）当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者がこれを負担するものとする。
 - （3）当該設計変更が法令変更による場合、要求水準書別表1に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとする。
 - （4）当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、要求水準書別表1に定めるところに従って、市及び事業者がこれを負担するものとする。
 - （5）当該設計変更が対象施設の瑕疵等による場合、第12条に定めるところに従って、市がこれを負担するものとする。

第12条（対象施設の瑕疵等）

- 1 本事業契約の他の規定に拘わらず、市が事業者に対して本事業の手続において書面により提供した対象設備に係る図書等（以下「参考図書」という。）と、対象施設の工事の着工時における現況が異なること、又は対象設備の主要構造部（壁、柱などをいう。以下同じ。）に瑕疵があることが明らかとなった場合、事業者は、その旨を直ちに市に報告するものとし、必要に応じて、それらへの対応方法（設計変更及び工期又は供用開始予定日の変更を含むが、これに限られない。）につき市と協議を行うものとする。
- 2 前項に定めるところの協議の結果、設計変更、工期又は供用開始予定日の変更が行われた場合、かかる変更により市又は事業者に生ずる損害、損失又は費用（本件事業を遂行するにあたり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）は、合理的な範囲において市がこれを負担するものとし、市と事業者との間の協議により決定される方法に従って、事業者に対して支払うものとする。

第3章 工事

第1節 総則

第13条（工事の実施）

- 1 事業者は、第9条に定めるところに従って実施設計図書につき市の確認を得て、かつ、本工事に要する各種申請手続きその他必要となる手続きが完了した後速やかに、本工事を開始するものとする。
- 2 事業者は、関係法令を遵守の上、本事業契約及び設計図書に従い、本工事を実施するものとする。

第14条（第三者による実施）

- 1 事業者は、本工事を自ら又は構成企業及び協力企業に請け負わせるものとする。
- 2 事業者は、自ら又は構成企業及び協力企業以外の第三者に本工事の全部又は大部分を請け負わせてはならない。ただし、かかる第三者の商号、住所、その他市が求める事項を市に事前に通知した上、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 事業者は、工事の一部を第三者に請負させる場合、事前に、かかる第三者の商号、住所その他、市が求める事項を市に届け出るものとする。
- 4 工事に関して事業者は、自ら又は構成企業以外の第三者における責めに帰すべき事由が発生した場合に、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第15条（事業者の責任）

- 1 施工方法その他本工事を完了するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定めるものとする。

- 2 事業者は、本工事期間中、本工事に関して必要な工事用に関する経費（電気等）を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。市は、相当な範囲においてこれに協力するものとする。

第16条（施工計画書等）

- 1 事業者は、本工事の着工前に、施工計画書を作成し、市に対して提出するものとする。
- 2 事業者は、前項の定めるところに従って市に対して提出した詳細工程表に従って本工事を遂行するものとする。
- 3 事業者は、本工事期間中、工事現場に常に施工記録を整備するものとする。

第17条（工事監理）

- 1 事業者は、市の求めるところにしたがって、工事監理者を配置して工事監理の状況について随時報告させるものとする。
- 2 事業者は、工事監理の状況について工事監理者の作成した月報及び監理報告書を提出するものとする。

第18条（本工事に伴う利用者対策）

- 1 市は、本事業契約締結日から本工事の着工日までの間に、施設管理者に対し本事業にかかる事業計画の説明を行い、了解を得よう努めるものとする。
- 2 事業者は、本工事の実施により生じうる騒音、悪臭、粉塵発生、交通渋滞、振動その他本工事が施設管理者に与える影響を勘案した上、合理的に要求される範囲において対策を実施するものとする。
- 3 事業者は市に対して、前項に定める対策の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。
- 4 対策により事業者が生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、事業者がこれを負担するものとする。ただし、市が設定した条件又は市が実施した説明に直接起因して事業者において生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、市がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間において協議により決定するものとする。

第19条（本工事期間中の保険）

事業者は、自ら又は構成企業にて、本工事期間中、保険に加入し、又は加入させるものとする。

第2節 検査・確認

第20条（工事施工に関する報告）

事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。また、市は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

第 21 条（中間確認及び建設現場立会い等）

- 1 市は、本工事期間中随時、事業者事前に通知した上で、対象施設が設計図書に従って整備されていることを確認するため、事業者に対して本工事について中間確認を求めることができるものとし、また、工事現場において本工事の状況を、事業者の立会いの上、確認することができるものとする。
- 2 事業者は、前項に定めるところの中間確認及び本件工事の状況確認の実施について、市に対して最大限の協力を行うものとし、また、市に対して必要かつ合理的な範囲において説明及び報告を行わせるなど最大限の協力を行わせるものとする。
- 3 市は、前二項に定めるところの確認の結果、対象設備が本事業契約、設計図書に従って整備されていないと判断した場合、事業者に対してその是正を勧告することができ、事業者はこれに従うものとする。

第 22 条（事業者による完工検査）

- 1 事業者は、その日程を○日前に市に対して通知した上で、自己の責任及び費用負担において、対象設備の完工検査（竣工検査及びその他の検査を含む。）をそれぞれ行うものとする。
- 2 市は事業者に対し、前項に定めるところの完工検査への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。ただし、市は、かかる立会いの実施を理由として本件事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 3 前項に定めるところの市の立会いの有無を問わず、事業者は市に対して、第 1 項に定めるところの完工検査の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付した上、報告するものとする。

第 23 条（市による完工確認）

- 1 市は、第 22 条に定めるところの事業者による検査の終了後、それぞれの供用開始に先立って、以下の各号に定めるところに従って対象設備の完工確認をそれぞれ実施するものとする。
 - (1) 事業者は、工事現場において、施工者を立ち合わせ、かつ、施工記録を準備した上、市による完工確認を受ける。
 - (2) 市は、対象設備と設計図書との照合により、それぞれの完工確認を実施する。
- 2 市は、前項に基づく完工確認の結果、対象設備が設計図書に従って整備されていないと認める箇所がある場合、事業者に対して是正を勧告することができるものとする。事業者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を是正するものとし、是正措置が完了した後、直ちに市の確認を受けるものとする。

第24条（完成確認）

- 1 以下の各号に定められるところの事由が全て満たされた場合、市は、供用開始予定日において、事業者による対象施設の整備にかかる業務の履行の完了を確認する。なお、市は本項の履行完了の確認を口頭で行うことができ、その場合には、確認後速やかに完成確認書を作成した上、事業者に対して交付するものとする。なお、市は、完成確認書を交付したことを理由として、本件事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 2 事業者は、前項に定めるところの完成確認を受けなければ、本件施設の維持管理業務をそれぞれ開始することができないものとする。

第3節 工期の変更

第25条（工事の一時停止）

- 1 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者へ通知した上で、本工事の全部又は一部の施工を停止させることができる。この場合、市は必要に応じて、工期を変更し、また、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日が変更されるときであっても、本事業契約の終了日は、変更されないものとする。
- 2 前項に定めるところにより工事が停止された場合、当該工事の停止により事業者へ直接生ずる損害、損失又は費用（事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）の負担については、市及び事業者は、本事業契約の他の規定に拘わらず、以下の各号に定めるところに従うものとする。
 - （1）当該工事の停止が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議の上、対価を増額することにより事業者に対して支払うものとする。
 - （2）当該工事の停止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
 - （3）当該工事の停止が法令変更による場合は、要求水準書別表1に定めるところに従い、市又は事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
 - （4）当該工事の停止が不可抗力による場合は、要求水準書別表1に定めるところに従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

第26条（工期の変更）

- 1 市は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を請求することができる。
- 2 事業者は、その責めに帰することができない事由により工期の変更が必要となった場合、市に対して工期の変更を請求することができる。
- 3 前二項に定めるところに従って、工期の変更が請求された場合、市と事業者は、その協議により当該変更の可否を決定するものとする。ただし、市と事業者の間における協議の開始から○日以内にその協議が調わないときは、市が合理的な工期を定めた上、事業者へ

通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。

- 4 前項の定めるところにより工期が変更される場合、供用開始予定日を変更することができる。

第 27 条（工期変更の場合の費用負担）

- 1 工期が変更された場合、当該工期の変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本件事業の遂行にあたり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号の定めるところに従うものとする。
 - （１）当該工期の変更が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議の上、対価を増額することにより事業者に対して支払うものとする。
 - （２）当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により決定するものとする。
 - （３）当該工期の変更が法令変更による場合は、要求水準書別表 1 に定めるところに従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
 - （４）当該工期の変更が不可抗力による場合は、要求水準書別表 1 に定めるところに従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

第 4 節 損害の発生

第 28 条（第三者に対する損害）

本工事の施工により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、事業者がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。ただし、当該損害等が事業者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合（本工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により当該損害等が生じた場合を含む。）で、第 19 条に基づき付保された保険等により填補されないときは、市がこれらを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。

第 29 条（本施設への損害）

- 1 対象設備の供用開始前に、不可抗力により、本件施設又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は追加的な費用が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けた場合、市は直ちに調査を行い、損害又は追加的な費用の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。
- 3 第 1 項に規定する損害又は追加的な費用については、要求水準書別表 1 に定めるところに従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者

との間の協議により定めるものとする。

第5節 引渡し

第30条（供用の開始）

事業者は、市が供用開始予定日に（同日を含む。）対象設備を供用開始できるよう、供用開始予定日までに対象設備を整備した上、第24条の定めるところに従って完成確認を受けるものとする。

第31条（供用開始の遅延）

- 1 事業者の責めに帰すことのできない事由により対象施設の供用開始が供用開始予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生ずる損害及び費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するものとし、市は、市と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。ただし、当該遅延が不可抗力又は法令変更による場合は、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち要求水準書別表1の定めるところにより市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により対象施設の供用開始が供用開始予定日より遅延した場合、事業者は、供用開始予定日から実際に各施設の供用が開始された日までの期間（実際に供用された日は含まない。）について、その本工事にかかる対価に相当する額につき年〇%の割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割り計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、事業者はそれらを負担し、直ちに市に対して支払うものとする。
- 3 本事業契約の定めるところに従って供用開始予定日が変更された場合には、前項の遅延損害金は、市と事業者とが合意の上変更した供用開始予定日より遅れたときに、発生するものとする。

第32条（瑕疵修補責任）

- 1 市は、対象施設の工事に係る整備部分に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が軽微であり、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、それぞれ供用が開始された日から〇年以内にこれを行うものとする。
- 3 前二項に拘わらず、市は、その完成確認の際に、瑕疵があることを知ったときは、直ちにその旨を事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、事業者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 対象施設の全部又は一部が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、市は、第2項

に定める期間内で権利を行使しなければならない。

第4章 維持管理

第1節 総則

第33条（基本的事項）

- 1 事業者は、対象設備にかかる完成確認を受けた後直ちに、本件施設にかかる維持管理業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、関係法令を遵守の上、本事業契約に従って、維持管理業務を実施する。
- 3 要求水準書は、設計変更を除き、合理的な理由に基づき市又は事業者が請求した場合において市と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

第34条（維持管理体制の整備）

- 1 事業者は、それぞれの供用開始に先立って、本設備の維持管理業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理業務を遂行するために必要な研修等を行うものとする。
- 2 事業者は、前項に定めるところの研修等を完了し、かつ、要求水準書に従って本件設備の維持管理体制が整備された時点において、市に対して報告を行うものとする。

第35条（維持管理体制の確認）

- 1 市は、前条第2項に定めるところの報告をされた後、要求水準書に従った維持管理体制がとられていることを確認するものとする。
- 2 事業者は、供用開始予定日までに、本件施設の維持管理体制について、要求水準書に基づき、供用が開始される日以降本事業期間が終了する日までの期間を通じた維持管理業務計画書並びに維持管理体制、業務分担、緊急連絡体制等に関する業務に必要な書類を作成した上、市に対して提出し、市の確認を得るものとする。

第36条（第三者による実施）

- 1 事業者は、維持管理業務を自ら又は構成企業に委託するものとする。
- 2 事業者は、自ら又は構成企業以外の第三者に、維持管理業務の全部又は大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、かかる第三者の商号、住所その他市が求める事項を市に事前に通知した上、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 事業者は、維持管理業務の一部を自ら又は構成企業以外の第三者に委託する場合、事前に、かかる第三者の商号、住所その他市が求める事項を市に届け出るものとする。
- 4 維持管理業務に関して事業者は、自ら又は構成企業以外の第三者における責めに帰すべき事由が発生した場合に、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第 37 条（年間維持管理業務計画書等の提出）

- 1 事業者は、対象施設の供用が開始された日以降、各事業年度における本件設備の維持管理業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する〇日前までに市に対して提出した上、その承諾を得るものとする。
- 2 事業者は、市と非常時又は緊急時の対応について協議した上、要求水準書に記載されることを踏まえた対応マニュアルを作成し、市に対してその写しを提出するとともに、対象施設において保管する。事故その他非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、事業者は、対応マニュアルに基づき直ちに必要な措置を講じるとともに、市に報告する。

第 38 条（名簿の提出等）

- 1 事業者は、維持管理業務に従事する者の名簿を市に提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 2 市は、維持管理業務に従事する者がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

第 39 条（対策）

事業者は、自己の責任及び費用において、施設の維持管理に関して合理的に要求される範囲の施設利用者対策を実施する。対策の実施について、市は事業者に対して必要な協力を行うものとする。

第 40 条（本件施設の修繕）

- 1 維持管理業務開始時以後、設備の修繕を行う必要が生じた場合には、事業者は、自己の責任と費用負担において、かかる修繕を行うものとする。
- 2 年間維持管理業務計画書に記載のない修繕を行う必要が生じた場合、事業者は、事前に市に対してその内容その他市が求める事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得るものとし、市がかかる修繕を承諾したときは、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

第 2 節 モニタリング

第 41 条（事業報告書）

- 1 事業者は、対象施設の供用が開始された日から本事業期間終了日までの間、要求水準書に基づき、本設備の維持管理状況を正確に反映した維持管理業務実施報告書（以下「業務報告書」という。）を作成するものとする。
- 2 事業者は、前項の定めるところに従って作成した業務報告書を市に対して提出するものとする。

第 42 条（モニタリングの実施）

- 1 市は、自らの責任及び費用負担において、維持管理業務に関し、本件施設が利用可能であること並びに要求水準書に示された業務の水準及び内容に従ったサービスが提供されていることを確認するため、モニタリングを実施するものとする。
- 2 市は、前項の確認の結果、本件施設の維持管理状況が業務水準を満足していないと判断した場合、事業者に対してその是正を勧告することができるものとする。かかる是正勧告が行われた場合、事業者は、是正勧告を受けた日から○日以内に、それに対応する業務改善計画書を作成し、市に対して提出した上、是正措置をとるものとする。
- 3 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第 43 条（損害の発生）

- 1 事業者は、本設備の維持管理に際して、事業者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合、市又は第三者が被った損害を負担するものとし、市又は第三者の請求後これを賠償するものとする。
- 2 市は、前項の確認の結果、本件施設の維持管理状況が業務水準を満足していないと判断した場合、事業者に対してその是正を勧告することができるものとする。かかる是正勧告が行われた場合、事業者は、是正勧告を受けた日から○日以内に、それに対応する業務改善計画書を作成し、市に対して提出した上、是正措置をとるものとする。
- 3 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第 5 章 対価の支払

第 44 条（対価の支払）

- 1 市は、事業者に対して、事業契約に定める算定方法及びスケジュールに従い、対価を支払うものとする。対価は、本施設の設備整備にかかる対価及び維持管理にかかる対価に分割して計算するものとする。
- 2 市は、事業者に対し、第 24 条に定めるところに従って対象設備の整備について市による完成確認が得られていることを条件として、事業契約に定める算定方法及びスケジュールに従い対価を支払うものとする。
- 3 事業者は、第 24 条に定めるところの完成確認書受領後、速やかに、整備にかかる対価のうち一次支払金の請求書をそれぞれ提出するものとし、市は、事業者から請求書を受領した日から○○日以内に支払う。

- 4 事業者が要求水準書に従い本件施設を適切に維持管理していることを市が確認することを条件として対価のうち維持管理にかかる対価を支払うものとする。
- 5 事業者は、事業契約に定める算定方法及びスケジュールに従って、施設整備にかかる対価のうちの割賦支払金及び維持管理にかかる対価の請求書をそれぞれ提出するものとし、市は請求書を受領した日から〇〇日以内に、施設整備にかかる対価のうちの割賦支払金及び維持管理にかかる対価をそれぞれ支払う。

第 45 条（サービス購入料の減額）

第 42 条の定めるところに従い行われたモニタリングの結果、本施設の維持管理につき業務水準を満たしていない事項が存在することが市に判明した場合、市は事業者に対して、当該事項の改善又は復旧を行うよう勧告することができ、また、対価のうち維持管理にかかる費用の減額、返還若しくは支払留保又は維持管理者の変更を求めることができる。事業者は、これらに従うものとする。

第 6 章 契約の終了

第 46 条（契約期間）

- 1 本事業契約の契約期間は、本件事業契約締結の日から令和 2 1 年 3 月末日までとする。
ただし、本事業契約の定めるところに従って本事業契約が解除されたときは、本事業契約は、その時点において終了する。
- 2 事業者は、本事業期間の満了による終了にあたっては、市に対して、本設備を市が継続使用できるよう本施設の維持管理に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

第 47 条（市の事由による解除）

市は、全ての対象施設の供用が開始された後、本事業の実施の必要がなくなった又は本施設の全部又は一部の転用が必要となったと認める場合には、〇日以上前に事業者へ通知の上、本件事業契約の全部又は一部を解除することができる。

第 48 条（事業者の債務不履行等による解除）

- 1 次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本件事業契約の全部を解除することができる。
 - (1) 事業者が、本工事にかかる設計又は本工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ、市が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。
 - (2) 各供用開始予定日から〇日が経過しても供用が開始されるべき対象施設の供用開始ができないとき又は各供用開始予定日から〇日以内に供用開始できる見込みがないことが明

らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

(3) 事業者が、その破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者(事業者の取締役を含む。)によって、かかる申立てがなされたとき。

(4) 事業者が、第 41 条の定めるところに従い作成する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。

(5) 事業者が本事業契約上の義務に違反し、かつ、市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、かかる相当期間内にその違反が治癒されないとき。

(6) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本事業契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

2 市は、前項各号に定めるところの他、事業者が実施する維持管理業務の水準が業務水準を満たさない場合、本事業契約の全部を解除することができる。

第 49 条 (市の債務不履行による解除等)

1 市が本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後〇〇日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は、本事業契約の全部を解除することができる。

2 市が本事業契約の定めるところに従って履行すべき対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年〇%の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

第 50 条 (法令の変更及び不可抗力)

1 法令の変更若しくは不可抗力により、本事業契約及び要求水準書で提示された条件に従って、対象施設の整備ができなくなったとき若しくは維持管理ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本事業契約及び要求水準書で提示された条件に従って、対象施設の整備又は本設備の維持管理を行なうために追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本事業契約及び要求水準書の変更並びに追加的な費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

2 法令変更又は不可抗力が生じた日から〇日以内に前項の協議が整わない場合、市は事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、かかる指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害又は追加的な費用の負担は、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から〇〇日以内に第 1 項の協議が整わない場合、市は、本事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第 51 条 (保全義務)

事業者は、解除の通知がなされた日から維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、対象設備について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

第 52 条（関係書類の引渡し等）

- 1 事業者は、維持管理業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書及び竣工図書、その他対象設備の整備及び修補にかかる書類並びに本件施設の維持管理に必要な書類の一切を引き渡すものとする。
- 2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を本件施設の維持管理のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、事業者は、市によるかかる図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

第 7 章 雑則

第 53 条（公租公課の負担）

本事業契約に関連して生じる公租公課は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担するものとする。ただし、本事業契約締結時点において市及び事業者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合、事業者は、その負担及び支払方法について、市と協議することができる。

第 54 条（協議義務）

- 1 本事業契約において市及び事業者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに事項に定めるところの協議の開催に応じるものとする。
- 2 市及び事業者は、協議に当たって誠意をもって対応するものとする。

第 55 条（金融機関等との協議）

市は、本事業の継続性を確保するため、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

第 56 条（秘密保持）

市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密の内容を自己の役員及び従業員又は自己の代理人以外の第三者に漏らし、また、本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、秘密保持義務の対象から除くものとする。

第 57 条（著作権等）

- 1 事業者は、市に対し、市が本施設の内容を自由に公表することを許諾する。
- 2 事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 本件施設の内容を公表すること。
- (2) 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

第 58 条（著作権の侵害防止）

- 1 事業者は、対象設備が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

第 59 条（権利等の譲渡制限）

- 1 事業者は、本事業契約に基づき市に対して有する本事業にかかる債権の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分をすることができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、本事業契約その他本件事業に関して市との間で締結した契約に基づき事業者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分をすることができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

第 60 条（遅延利息）

事業者が本事業契約に基づき行うべき支払を遅滞した場合、事業者は、未払い額につき遅延日数に応じ年〇%の割合（1 年を 365 日とする日割計算とする。）で計算した額の遅延利息を付した上で、市に対して支払うものとする。

第 61 条（管轄裁判所）

本件事業契約に関する紛争は、岐阜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 62 条（疑義に関する協議）

本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

別紙 1

No.	施設区分	施設名称	管理部署
1	庁舎施設	大和庁舎	大和振興事務所 振興課
2	福祉施設	大和保健福祉センターやまつつじ	健康福祉部 健康課
3	観光施設	ホテル積翠園	産業観光部 観光課
4	教育施設	郡上八幡総合運動場	教育委員会 生涯学習課
5	教育施設	やまと総合センター	教育委員会 生涯学習課
6	教育施設	白鳥ふれあい創造館	白鳥振興事務所 振興課
7	教育施設	郡上市図書館本館	教育委員会 生涯学習課
8	教育施設	総合運動広場（合併記念公園）	教育委員会 生涯学習課
9	教育施設	市民球場（合併記念公園）	教育委員会 生涯学習課
10	教育施設	テニスコート（合併記念公園）	教育委員会 生涯学習課
11	教育施設	相撲場（合併記念公園）	教育委員会 生涯学習課
12	医療関連施設	郡上市民病院	郡上市民病院 事務局総務課
13	医療関連施設	国保白鳥病院	国保白鳥病院 事務局総務課

この契約は、仮契約として締結されるものであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条及び郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による議決が得られたときに、これを本契約とする。

本事業契約締結の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、郡上市及び代表企業が本書各自 1 通を保有する。他の構成企業においては、写しを保有する。

令和〇年〇月〇日

岐阜県郡上市八幡町 島谷228 番地

郡上市長 山川 弘保 印

[] グループ

住所

会社名(代表企業)

代表者名 印

住所

会社名

代表者名 印

住所

会社名

代表者名 印